

幼稚園・認定こども園（1号認定）

平成30年度 園児募集



市内の幼稚園・認定こども園で、平成30年4月に入園する園児を募集します。願書の交付と受付は各園で行います。認定こども園の2号認定（満4歳以上で保育を希望）の募集は、広報とみさと11月1日号に掲載します。

園子ども課幼保連携班 ☎（93） 1174

公立幼稚園・こども園は、次のことに注意してください。

■入園資格

- 富里市に住民登録があり、居住している次の年齢の幼児
- ▼4歳児 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ
- ▼5歳児 平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ

■その他

- 応募者が募集定員を超えたときは、抽選になります。なお、抽選になったときは、11月20日（月）午後3時から各園にて公開で行います。
- 私立幼稚園の申込みについては、各園に直接問い合わせてください。

募集人数			願書交付・受付の日程	
公立幼稚園	富里幼稚園 七栄636-1 ☎（93）2387	4歳児 70人 5歳児 8人	■交付 10月23日（月）～11月2日（木） 午前9時～午後4時 （土・日曜日、祝日を除く） ※次の日は、願書の交付ができません。 ○富里幼稚園 10月24日（火） ○浩養幼稚園 10月25日（水） ○向台こども園 10月26日（木） ■受付 11月14日（火）、15日（水） 午前9時～午後4時	
	浩養幼稚園 十倉185-54 ☎（94）0054	4歳児 25人 5歳児 5人		
	葉山こども園 御料1009-32 ☎（93）1215	4歳児 3人		
	向台こども園 中沢1023 ☎（93）2951	4歳児 4人		
私立幼稚園	太子幼稚園 日吉倉483 ☎（93）3291	3歳児 30人 4歳児 10人	■交付 10月14日（土）～31日（火） ■受付 11月1日（水）	
	末広幼稚園 七栄647-41 ☎（93）6556	3歳児 50人 4歳児 若干名	■交付 10月16日（月）～31日（火） ■受付 11月1日（水）	
	日吉台幼稚園 日吉台5丁目25 ☎（93）4408	3歳児 30人 4歳児 25人 5歳児 22人	■交付 10月15日（日）～11月2日（木） ■受付 11月1日（水）、2日（木）	

とみさと 子育て応援ブック

「とみさと子育て応援ブック」を発行します。

市では、子育てに役立つ行政情報などをまとめた、平成29年度版「とみさと子育て応援ブック」の発行準備を進めています。

これは、市と㈱ゼンリン千葉営業所の協働事業によって発行するもので、市が行政情報を提供し、同社が広告の募集、冊子の制作を行い、発行に要する経費はすべて広告収入で賄われます。

広告主を募集するため、㈱ゼンリンの社員が、事業所や店舗などに伺うことがあります。訪問するときは社員証を携帯することになっていますので、不審な点がありましたら社員証の提示を求めるなどの確認をお願いします。

■広告募集期間

- 10月上旬～11月末日
- 発行予定 平成30年3月
- 発行部数 6,000部
- 仕様 A5判・カラー刷り・76ページ

■掲載内容

各種行政サービス、施設情報、医療機関などに関する情報、市内地図など

■配布方法 転入時や子育て支援課窓口などで配布

問い合わせ先

広告に関すること

●㈱ゼンリン千葉営業所

☎043（261）0043

掲載内容などに関すること

●子育て支援課子育て支援班

☎（93）4497

消費税軽減税率 制度説明会

事業者を対象とした「消費税軽減税率制度」の説明会を開催します。

飲食料品などの軽減対象品目の取り扱いがなくても、会議費や交際費として飲食料品を購入する事業者や、消費税の納税義務がない免税事業者など、多くの事業者に関係する制度ですので、ぜひ参加してください。

■日時

11月21日（火）

午前10時～11時30分

開場 午前9時30分

■場所 中央公民館

4階大会議室

■申込み 不要

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

事業者の皆さんは、「酒類・外食を除く飲食料品」や「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」に適用される軽減税率（8%）分

と、それ以外の商品に適用される標準税率（10%）分とを分けて商品管理や経理処理、消費税の申告・納税をすることになります。

このため、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要です。

問い合わせ先

成田税務署

法人課税第1部門

☎（28）5151

（音声案内「2番（税務署）」を選択）

源泉徴収義務者の皆さんへ 年末調整などの説明会

年末調整の仕組みや仕方、法定調書や給与支払報告書の書き方などを説明します。

■日時

11月21日（火）

午後1時30分～3時30分

開場 午後1時

■場所 中央公民館

4階大会議室

■対象 源泉徴収義務者

■申込み 不要

給与支払報告書などの電子申告等が義務化されています

国税の法定調書、市町村に提出する「給与支払報告書（個人住民税）」「公的年金等支払報告書」の提出について、前々年に提出すべきであったものが1,000枚を超える源泉徴収義務者は、電子申告もしくは光ディスクなどを利用した電子提出が義務付けられています。

会社や個人が、人を雇って給与を支払う場合には、その支払いの都度、支払金額に応じた所得税を差し引き、国に納めなければなりません。この所得税を差し引いて、国に納める義務のある者を源泉徴収義務者といいます。

源泉徴収義務者とは…

給与を支払う場合には、その支払いの都度、支払金額に応じた所得税を差し引き、国に納めなければなりません。この所得税を差し引いて、国に納める義務のある者を源泉徴収義務者といいます。

このため、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要です。

このため、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要です。

問い合わせ先

成田税務署

法人課税第2部門

☎（28）5151

（音声案内「2番（税務署）」を選択）

●課税課市民税班

☎（93）0443

国民年金の 特別障害給付金制度

国民年金の任意加入期間に加入していなかったために障害基礎年金などを受給していない障害者を対象とした「特別障害給付金制度」があります。

■対象

次の①または②に該当する人で、国民年金に加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1・2級の障害の状態にある人

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金などに加入していた人の配偶者

※65歳に達する日の前日まで障害の状態に該当された人に限ります。

■支給月額

障害基礎年金の1級に該当する人

51,400円

障害基礎年金の2級に該当する人

41,120円

■その他

すでに障害年金を受けている人は対象になりません。

所得によって支給制限となる場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給している場合は支給制限があります。

○国の経過の福祉手当を受給している人は、特別障害給付金を受給すると経過の福祉手当の受給資格は喪失します。

国民年金の任意加入期間に加入していなかったために障害基礎年金などを受給していない障害者を対象とした「特別障害給付金制度」があります。

国民年金の任意加入期間に加入していなかったために障害基礎年金などを受給していない障害者を対象とした「特別障害給付金制度」があります。

国民年金の任意加入期間に加入していなかったために障害基礎年金などを受給していない障害者を対象とした「特別障害給付金制度」があります。

問い合わせ先

幕張年金事務所

☎043（212）8621

心身障害者扶養年金

心身障害者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。

■対象 次のいずれかに該当する障害者（児）の65歳未満の保護者

- ①身体障害者1～3級の人
- ②療育手帳所持者
- ③精神または身体の永続的な障害があり、その程度が上記と同程度と認められる人

■掛金

1口9,300円

23,300円

※掛金は、加入時の保護者の年齢によって変わり、2口まで掛けることができます。

■掛金の免除 次の両方に該当すると掛金が免除されます。

○加入日から20年を経過

○保護者が4月1日現在65歳の年度で、年金に加入した日の前日に達した

■支給額

▼年金 月1額2万円（2口）

保護者が死亡または重度障害となったとき

▼弔慰金

加入期間に応じた額

保護者が生存中に、障害者（児）が死亡したとき

▼脱退一時金

加入期間に応じた額

保護者が任意に脱退するとき

■社会福祉課厚生班

☎（93）4192

FAX（93）2215